

～排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認～

改正概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で**、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

処理の状況に関する確認とは・・・

- (例) 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を实地に確認すること
- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の残余容量が十分か)
 - ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
 - ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
 - ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか 等
- (例) 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

効果

- 排出事業者は、処理委託先の産業廃棄物処理業者が委託契約書に沿って産業廃棄物の処理を実施していることを確認することで、最終処分終了までの一連の処理行程における適正処理をより一層確保。